

議案第 5 2 号

羽生市行政組織条例の一部を改正する条例

羽生市行政組織条例（平成 1 1 年条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(設置)</p> <p>第 1 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき、<u>市長の権限</u>に属する事務を分掌させるために、次に掲げる部を置く。</p> <p>総務部 企画財務部 <u>健康福祉部</u> 経済環境部 まちづくり部</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第 2 条 <u>前条</u>に規定する部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務部</p> <p>1 ~ 1 2 (略)</p> <p><u>1 3 戸籍及び住民基本台帳に関すること。</u></p> <p><u>1 4 市民相談に関すること。</u></p> <p><u>1 5 (略)</u></p> <p>企画財務部</p>	<p>(設置)</p> <p>第 1 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき、<u>市長はその権限</u>に属する事務を分掌させるために、次に掲げる部を置く。</p> <p>総務部 企画財務部 <u>市民福祉部</u> 経済環境部 まちづくり部</p> <p><u>2 前項に規定する部のほか、次に掲げる課を置く。</u></p> <p><u>工事検査課</u></p> <p>(分掌事務)</p> <p>第 2 条 <u>前条第 1 項</u>に規定する部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務部</p> <p>1 ~ 1 2 (略)</p> <p><u>1 3 (略)</u></p> <p>企画財務部</p>

<p>1～6 (略)</p> <p><u>7 工事の検査に関すること。</u></p> <p><u>8 (略)</u></p> <p><u>9 (略)</u></p> <p><u>健康福祉部</u></p> <p>1～9 (略)</p> <p><u>10 (略)</u></p> <p>経済環境部・まちづくり部 (略)</p> <p>(臨時の部)</p> <p>第3条 市長は、その権限に属する臨時の事務を分掌させる必要を認めるときは、第1条の規定にかかわらず、<u>臨時の部</u>を設けることができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第4条 この<u>条例の施行</u>に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>1～6 (略)</p> <p><u>7 (略)</u></p> <p><u>8 (略)</u></p> <p><u>市民福祉部</u></p> <p>1～9 (略)</p> <p><u>10 戸籍及び住民基本台帳に関すること。</u></p> <p><u>11 市民相談に関すること。</u></p> <p><u>12 (略)</u></p> <p>経済環境部・まちづくり部 (略)</p> <p><u>2 前条第2項に規定する課の分掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>工事検査課</u></p> <p><u>1 工事の検査に関すること。</u></p> <p>(臨時の部)</p> <p>第3条 市長は、その権限に属する臨時の事務を分掌させる必要を認めるときは、第1条の規定にかかわらず<u>臨時の部</u>を設けることができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第4条 <u>第1条に規定する部並びにその分掌事務その他この条例施行</u>に関し必要な事項は、規則で定める。</p>
--	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(羽生市住居表示整備審議会条例の一部改正)

2 羽生市住居表示整備審議会条例(昭和40年条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(庶務) 第7条 審議会の庶務は、 <u>総務部市民生活課</u> において処理する。	(庶務) 第7条 審議会の庶務は、 <u>市民福祉部市民生活課</u> において処理する。

(羽生市児童福祉協議会条例の一部改正)

3 羽生市児童福祉協議会条例（平成12年条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(庶務) 第7条 審議会の庶務は、 <u>健康福祉部子ども家庭課</u> において所掌する。	(庶務) 第7条 審議会の庶務は、 <u>市民福祉部子育て支援課</u> において所掌する。

(羽生市子ども・子育て支援会議条例の一部改正)

4 羽生市子ども・子育て支援会議条例（平成25年条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(庶務) 第6条 支援会議の庶務は、 <u>健康福祉部</u> <u>こども家庭課</u> において処理する。	(庶務) 第6条 支援会議の庶務は、 <u>市民福祉部</u> <u>子育て支援課</u> において処理する。

令和5年11月27日提出

埼玉県羽生市長 河田 晃 明